

令和2年度

# 南城市国民健康保険事業計画書

令和2年4月

南城市 市民部 国保年金課

# 目 次

1. 計画の目的	1
2. 国民健康保険事業の現状	2
(1) 国民健康保険加入者の状況	2
(2) 国民健康保険事業運営の状況	2
3. 基本方針	4
4. 主要事業	5
5. 個別の事業計画	5
(1) 収納率の向上対策について	5
(2) 資格適用の適正化対策について	6
(3) 医療費の適正化対策について	6
(4) 保健事業の充実・強化について	7
(5) 赤字解消・削減について	8
(6) 組織体制の強化について	8

# 令和 2 年度 南城市 国民健康保険事業計画書

## 1. 計画の目的

市町村が運営する国民健康保険事業（以下、「国保事業」という。）は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持増進に大きく寄与し、市民生活を支える重要な役割を担っています。

しかしながら、国保事業は制度的に、加入者の年齢層が高く医療費水準が高い、失業者等の低所得者が多く所得水準が低いことから、他の被用者保険に比べて保険税負担が重いとといった、保険者の努力だけでは解決できない構造的な問題を抱えています。その一方で、急速な高齢化の進展や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩等により、医療費は年々増加傾向にあることから、国保事業の財政運営は極めて厳しい状況となっています。

このような状況の中、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進等を目的として、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立（平成 27 年法律第 31 号）し、国の財政支援が拡充することとなりました。国民健康保険制度については、平成 30 年度から沖縄県が財政運営の責任主体となり、市町村においては住民に身近な業務として、資格管理、保険給付、保険税率の設定、賦課・徴収、保健事業など地域における細かい事業を行います。

本計画は、国保事業の安定的な運営を確保するとともに、市民の健康の保持増進を図るため、事業運営の基本方針と主な取り組みについて定めるものであります。

## 2. 国民健康保険事業の現状

### (1) 国民健康保険加入者の状況

① 第1表、第2表にあるように、国民健康保険加入者は毎年減少傾向にあります。その一方で、国保世帯数は横ばい状態で前期高齢者（65歳以上）の被保険者数は増加しています。

これらのことから、高齢化の進行とともに、高齢者世帯が増加していると考えられます。

第1表 国民健康保険加入者・世帯数（年度末）（単位：人、世帯、％）

年度	市人口	国保加入者	加入率	市世帯数	国保世帯数	加入率
26	42,265	13,700	32.4	15,850	7,066	44.6
27	42,890	13,517	31.5	16,491	7,155	43.4
28	43,230	12,867	29.8	16,982	7,010	41.3
29	43,598	12,503	28.7	17,361	6,946	40.0
30	44,008	12,254	27.8	17,736	6,881	38.8

第2表 国民健康保険加入者の内訳（年度末）（単位：人、％）

年度	一般	退職	内前期 高齢者	内70歳 以上者	高齢化率 (前高)	合計	差引
26	13,125	575	3,323	1,572	24.3	13,700	△67
27	13,090	427	3,484	1,422	25.8	13,517	△183
28	12,627	240	3,572	1,247	27.8	12,867	△650
29	12,396	107	3,723	1,327	29.8	12,503	△364
30	12,224	30	3,762	1,442	30.7	12,254	△249

### (2) 国民健康保険事業運営の状況

① 国民健康保険事業特別会計は、被保険者数の減少や高齢化、低い所得水準である一方で、保険給付費は依然高水準であることから、収支差引額は毎年度赤字となり、極めて厳しい財政状況となっています。（第3表参照）

単年度の歳入不足額については、翌年度（前年度繰上充用）に一般会計からの法定外繰入金により、歳入不足額を補う状態であります。

それに伴い一般会計の財政状況も厳しくなる危機的な財政構造となっています。

第3表 決算の推移

(単位：千円)

年度	歳入決算額	歳出決算額	収支差引額	一般会計繰入金
26	6,183,985	6,679,987	△496,001	944,099
27	7,364,132	7,706,375	△342,243	1,015,646
28	6,924,549	7,288,317	△363,768	860,838
29	7,137,918	7,333,647	△195,729	885,163
30	5,366,632	5,673,709	△307,076	685,434

② 第4表にあるように、国民健康保険税の収納率は、口座振替の推進や徴収指導員による納税相談、初期滞納者への徴収強化としてのコールセンターの活用などの取り組みにより、県の目標数値以上を維持しています。特に、滞納者への納税相談を積極的に取り組んだ結果、平成26年度と比較すると一般被保険者滞納繰越分の収納率は、大幅に向上しています。

しかし、高齢者や無職者を多く抱える構造的な要因から、保険税（調定額）の増加は期待できず、財源の確保は厳しさを増しています。

第4表 国民健康保険税の収納状況

(単位：千円、%)

年度	調定額	収納額	全体 収納率	一般現 収納率	一般滞 収納率	退職現 収納率	退職滞 収納率
26	966,796	797,090	82.8	95.4	19.8	95.1	31.8
27	941,682	802,309	85.4	95.5	27.6	99.5	38.1
28	919,077	787,178	85.8	94.7	25.6	99.8	34.2
29	920,518	794,248	86.4	95.2	27.3	99.5	22.1
30	920,923	792,028	86.1	95.0	25.9	98.6	26.5

③ 第5-1表にあるように、平成30年度の保険給付費の合計額は、被保険者数減少等の影響により平成26年度と比較すると3億円以上減少しています。しかし、第5-2表にあるように一人当たりの医療費は平成26年度が331,771円であるのに対し平成30年度は340,859円と増加しています。

一人当たりの医療費は平成26年度と比較すると増加しているものの、県内順位は5位から19位へと大きく改善していることから、県内の他市町村と比べて相対的に医療費の伸びが抑制されています。

厳しい財政状況の中、国保事業を安定して運営するためには一人当たりの医療費を抑制することが重要であり、医療費の適正化対策や保健事業の充実・強化等の施策を推進することで引き続き医療費の抑制に努めてまいります。

第5-1表 保険給付費の推移 (単位：千円、%)

年度	一般分	退職分	その他	合計	伸び率
26	3,625,824	232,908	52,188	3,910,920	4.8
27	3,831,854	180,173	55,936	4,067,963	4.0
28	3,634,758	112,967	51,497	3,799,223	△6.6
29	3,735,232	67,096	47,530	3,849,858	1.3
30	3,534,102	23,307	46,166	3,603,575	△6.4

※ その他は、出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料  
 ※ 伸び率は、(当年-前年) / 前年で算定

第5-2表 一人当たりの医療費 (単位：円、%)

年度	南城市		伸び率	県平均	伸び率
		県内順位			
26	331,771	5位	6.6	287,062	3.7
27	343,287	5位	3.5	298,165	3.9
28	333,954	9位	△2.7	304,262	2.0
29	351,197	12位	5.2	317,884	4.5
30	340,859	19位	△2.9	323,239	1.7

※ 出典 「平成30年度沖縄県市町村国保財政状況等について」  
 ※ 伸び率は、(当年-前年) / 前年で算定

- ④ 第6表にあるように、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率は、訪問指導員による受診勧奨の強化や保健師・栄養士が健診結果の説明を行いながら直接被保険者に手渡す方法などの取り組みを行い、受診率、実施率の向上に努めております。今年度も、市特定健康診査等実施計画書等に基づき、受診率等の向上を目指します。

第6表 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移 (単位：%)

年度	特定健診 県平均	特定健診 市	前年度 比較	保健指導 県平均	保健指導 市	前年度 比較
26	37.8	42.6	△1.4	55.7	75.8	3.4
27	38.7	44.7	2.1	56.4	73.1	△2.7
28	39.4	43.0	△1.7	58.7	76.7	3.6
29	39.1	41.2	△1.8	60.0	73.1	△3.6
30	39.3	44.2	3.0	63.8	75.8	2.7

### 3. 基本方針

令和2年度の国保事業については、計画的かつ効率的な運営を目指して、次に掲げる主要事業の積極的な促進を図るため事業計画を策定するものであります。その執行にあたっては、現状を十分に把握・分析するとともに、今後の制度

改正の動向等を注視しながら、関係機関、庁内関係課との協議、連携を図り推進します。

#### 4. 主要事業

令和2年度の国保事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むものとします。

- (1) 収納率の向上対策について
- (2) 資格適用の適正化対策について
- (3) 医療費の適正化対策について
- (4) 保健事業の充実・強化について
- (5) 赤字解消・削減について
- (6) 組織体制の強化について

#### 5. 個別の事業計画

##### (1) 収納率の向上対策について

国保事業の財政状況を改善し、保険税負担の公平性を確保するため、「国民健康保険税収納対策緊急プラン」に掲げる収納対策を着実に実施するほか、保険税の納期内納付を促進するとともに、滞納保険税の徴収を強化し、一層の収納率向上に取り組めます。

##### ① 口座振替の推進

納期内納付を推進し収入確保を図るため、新規加入者への受付窓口での勧奨やマルチペイメントネットワークの利用案内、市広報誌による周知などあらゆる機会を通じて、口座振替制度の利用を促進します。

##### ② コンビニ収納及びスマホ収納の実施

納付機会を確保し、納税者の利便性向上を図るため、コンビニエンスストアでの納付体制を継続します。また、令和2年度よりスマートフォン等の電子機器を使用した各種決済サービスによる収納（「スマホ収納」という）を開始します。

##### ③ コールセンターの活用

初期滞納者に対する徴収強化を図るため、市民サービスコールセンターを活用し、現年分保険税を中心に、納付確認のとれない被保険者へ電話催促を実施します。

##### ④ 徴収体制の強化

- (1) 納税意識の高揚と自主納付を促進するため、滞納者の状況に応じた分納計画書作成など、納税相談を積極的に取り組みます。
- (2) 初期、少額の滞納者へ、早期に電話や文書による催告を実施し滞納額の拡大を防止します。
- (3) 納税相談の強化を図るため、毎月1回時間外窓口相談日を設けます。
- (4) 効果的で効率的な徴収業務を推進するため、職員と市税等納付指

導員との連絡会議を開催し、情報の共有化と連携体制の強化を図ります。

⑤ 短期被保険者証等の適切な運用

滞納者の実態把握を行い納税相談の機会の確保を図るため、短期被保険者証及び資格証明書等の制度を適正に運用し、滞納者の自主納付を促進します。

⑥ 滞納整理の徹底

滞納処分の強化と適正な運用を図るため、滞納者の生活実態及び納付資力等を十分に調査し、滞納者の状況に応じた滞納処分や滞納処分の執行停止などに努めます。

(2) 資格適用の適正化対策について

国保事業を運営する上で基本的事項であり、事業運営の健全化を図るため、被保険者の的確な把握や早期適用等の資格の適正化に取り組みます。

① 未適用者の実態把握

未適用者の防止を図るため、国民年金被保険者情報を活用し、未適用者の把握に努めるとともに、加入・喪失の届出勧奨を促進します。

② 未申告者への指導

適正な賦課・徴収を確保するため、税務課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底します。

③ 居所不明被保険者の調査

資格の適正化を図るため、保険証等の返戻分については、事務処理要綱等に基づき、近隣住民からの聴取等の現地調査を行うとともに、台帳を整理し、市民課へ住民登録の実態調査の依頼を行います。

(3) 医療費の適正化対策について

被保険者の高齢化、医療の高度化等により医療費が増加する中で、国民健康保険財政の健全化・安定化を図るため、医療の実態を把握・点検し、医療費の適正な支出と抑制に取り組みます。

① レセプト点検の充実・強化

医療費の適正化と抑制を図るため、レセプト点検員を配置し、レセプトの資格や内容を点検・審査し、保険者負担額の適正化に努めるとともに、レセプト点検研修会等に積極的に参加し、レセプト点検員の業務の技術向上、充実強化に努めます。

② 医療費適正化対策の推進

(1) 第三者行為の適切な求償を行うため、レセプトの傷病名から第三者行為と疑われるものの調査を徹底し、第三者行為の把握に努めます。

(2) 医療費の適正化を図るため、資格を遡及して喪失した場合の医療費などの返還請求を徹底します。



③ 医療費通知の実施

医療費の適正化、健康に対する認識等の啓発を図るため、年6回医療費の通知を実施します。

④ ジェネリック医薬品の利用促進

被保険者負担の軽減、医療費の抑制を図るため、ジェネリック差額通知の実施などジェネリック医薬品の利用を促進します。

(4) 保健事業の充実・強化について

被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制を図るため、特定健診・特定保健指導を活用し被保険者の健康づくり（発症予防）や疾病の早期発見による重症化予防など、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な保健事業に取り組みます。

① 特定健康診査事業

「第3期特定健康診査等実施計画」に基づき実施し、受診率54%を目標に実施してまいります。

② 特定保健指導事業

内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的としています。特定健診の結果から動機付け支援及び積極的支援に階層化された者を対象として、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図っていきます。

③ 国保ヘルスアップ事業を活用した保健事業

データ分析に基づくPDCAサイクルにそった保健事業の実施計画（データヘルス計画）に基づき、国保の保健事業を実施します。

(ア) 特定健診未受診者対策事業

40代・50代の特定健診受診勧奨の強化や、過去の特定健診で受診勧奨判定値が出ている者を重症化予防台帳へ登録し継続的な受診に繋げるように努めます。

(イ) 早期介入保健指導の取り組み

20代・30代の国保被保険者に対して健診を行い、生活習慣病予備群への保健指導を実施してまいります。

(ウ) 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症による透析導入を遅らせる取り組みとして、対象者へ個別に応じた栄養指導や医療機関等と連携した保健指導を実施してまいります。

④ 沖縄県国保特別調整交付金（保健事業）を活用した二次健診等

(ア) 効果的な特定健診・保健指導の実施に関する事業

特定保健指導対象者に二次健診を実施。

特定健診にない検査項目を二次健診として実施することで動

脈硬化等を早期に発見し生活改善に繋げていきます。

(イ) 生活習慣病予防事業

特定保健指導対象者以外の内臓脂肪症候群の方に対する二次健診の実施。

特定保健指導対象者以外の内臓脂肪症候群の方へ保健指導を行い、二次健診を実施することで動脈硬化等を早期に発見し生活改善に繋げていきます。

(ウ) 要医療者支援事業

特定健診受診者のうち、受診勧奨判定値が出ている者で未治療者について、医療機関への受診勧奨を行い、受診中断やコントロール不良にならないよう継続支援をしていきます。

(5) 赤字解消・削減について

本市は、これまで収支を可能な限り改善するよう歳入の確保と歳出の抑制に努めてきましたが、合併以来、収支不足分（赤字補填分）を一般会計からの法定外繰入により対応している状況です。

平成30年度からは都道府県が国民健康保険事業の財政責任主体となったことに伴い、沖縄県は市町村が県に納付すべき国保事業費納付金を決定するとともに、それを賄うために必要な標準保険料（税）率を市町村へ提示しています。本市においては、県が提示した標準保険料（税）率よりも低い税率で国民健康保険税を算定しているため、恒常的に赤字が発生する状況となっています。

更に、沖縄県は国民健康保険事業の安定的な運営と負担の公平を図ることを目的として、令和6年度から県内全市町村の国民健康保険税（料）を統一化することを目指していますが、統一化が実施された場合には本市の国民健康保険税は急激に上昇することが見込まれています。

以上のことを踏まえ、本市では、急激な負担の増加を避けつつ国民健康保険事業の赤字を解消するため、段階的な国民健康保険税の引上げを検討してまいります。

(6) 組織体制の強化について

国保事業の円滑な運営を図るため、現状を十分に把握・分析し、迅速で効果的な対策を講じることのできる組織体制の強化に取り組みます。

① 計画推進へ向けた体制強化

今後とも、健康増進課と国保年金課の連携を密にし、効果的な事業運営が図られるよう、関係部・課との協力体制等、組織体制の強化に努めます。

② 人材育成の推進

職員の資質、能力の向上を図るため、県、国保連合会、南部地区国保協議会等が主催する研修会、事務説明会等へ積極的に参加します。

③ 国保関係団体との連携強化

「社会保障・税一体改革」等の国の動向を注視しながら、国保制度に関する改善要望などについて、国保連合会、関係団体等との協議、連携を図ります。